## 目黒会首都総支部 首都圏北部地区部会会則

2017年8月21日制定

#### 第1条 (名称と所在地)

- 1. 本部会は目黒会首都圏総支部首都圏北部地区部会と称する。
- 2. 所在地は、本部会の部会長の住所とする。

#### 第2条 (目的)

本部会は国立大学法人電気通信大学の同窓会「目黒会首都圏総支部」の部会として、会員相互の親睦と友好及び情報交換を図ることを目的とする。

## 第3条 (会員)

本部会の会員は次のとおりとする。

- 1. 首都圏の概ね北部地区(埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、新潟県)に在住・在 動する、又はかつて在住・在勤したことのある目黒会会員(正会員に限らない)
- 2. その他、本会の趣旨に賛同し部会総会で承認された者

#### 第4条 (部会役員)

1. 本部会は次の役員を選出し部会の運営を行う。ただし、部会長は目黒会正会員でなければならない。

部会長 1名

副部会長 1名以上

会計 1名以上

幹事 1名以上

任期は3年とし、再任は妨げない。

2. 本部会は顧問を置くことができる。

# 第5条 (活動)

本部会は会員相互の親睦と友好を深めるため及び部会運営のために、次の活動を行う。

1. 部会総会

開催周期3年を超えない範囲で役員会により決定し開催する。議決事項は出席者の多数決 による。必要に応じてインターネット等を活用した遠隔会議方式も採用する。

2. 役員会

第4条の役員をもって組織し、部会の運営にあたる。必要に応じて部会長が招集する。

3. 懇親会

各地域の役員が随時企画して開催する。開催した地域懇親会は次の総会で報告する。 イベント例:見学会、忘年会、新年会、暑気払い、バーベキュー、旅行、その他

### 第6条 (会費・経費等)

1. 年会費等は原則として徴収しない。

- 2. 本部会の活動に必要な経費は、出席者が均等に負担することを原則とする。
- 3. 目黒会本部または支部より支給される助成金等は、本部会の活動に必要な経費に充当する。
- 4. 支部と連携した活動に関しては経費等の処理を支部に委ねることができる。

## 第7条 (個人情報保護)

部会役員は、一般社団法人目黒会の「個人情報保護に関する方針」を準用し、個人情報の保護 に努めなければならない。

## 第8条 (その他)

- 1. 会則に定めていない事項が生じた場合は、原則として役員会で審議決定する。その場合は 部会総会に報告するものとする。
- 2. 本会則の改廃は部会総会で行う。

改訂履歴 令和6年11月2日 会の名称を北部地区分会から北部地区部会に変更する。 第3条、会員の首都圏の概ね北部地区に新潟県を加える。 第4条、副部会長、会計の人数を1名以上に変更する。